

身体的拘束等の適正化のための指針

身延町社会福祉協議会指定訪問介護事業所

身延町社会福祉協議会居宅介護事業所

身延町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所

1. 身体拘束やその他の行動制限（以下「身体的拘束等」という。）の適正化に関する基本的な考え方
 - (1) 利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。
 - (2) やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。
2. 身体的拘束等の具体的な内容としては、次のような行為が該当する。
 - ア. 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
 - イ. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
 - ウ. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
 - エ. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
 - オ. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
 - カ. 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
 - キ. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
 - ク. 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
 - ケ. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
 - コ. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
 - サ. 自分の意思で開くことのできない居室等に隔離する。
3. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会
身体的拘束等の適正化を目的として「身体的拘束等の適正化対策委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。
 - (1) 委員会の役割
 - ア. 身体的拘束等の適正化のための指針等の整備
 - イ. 身体的拘束等の適正化を目的とした職員研修の企画・推進
 - ウ. 身体的拘束の必然性
 - エ. 身体的拘束等の事例の集計・分析
 - オ. 身体的拘束等の適正化策の検討、実施及び実施後の検証
 - カ. やむを得ず身体的拘束等を行った場合の記録（態様、時間、利用者の心身の状

況、緊急やむを得ない理由) の整備状況の確認等

キ. 職員への周知

(2) 構成員

委員会の構成員は、リーダー会議に出席した職員とする。

(3) 委員会の開催頻度と記録

ア. 委員会は、3か月に1回開催する。

イ. 必要な場合は、その都度開催する。

ウ. 委員会の会議内容を記録する。

エ. 委員会は、それぞれの要件を満たす内容が検討できる場合は、虐待防止委員会と一体的に設置運営することが出来る。

4. 身体的拘束等の適正化のための職員研修

(1) 身体的拘束等の適正化の職員研修を、原則年1回以上開催する。

(2) 身体的拘束等の適正化の職員研修は、職員採用時においても実施する。

(3) 研修の内容は、開催日時、出席者、研修項目を記録して、3年間保管しておく。

5. 身体的拘束等発生時の対応に関する基本的方針

- (1) 身体的拘束等を行う必要が生じた場合は、事務局長へ報告し、身体的拘束等の可否の判断を仰ぐ。
- (2) 身体的拘束等を行うことについて緊急性がある場合は、管理者が緊急措置として身体的拘束等を支持することが出来る。この場合、事後速やかに事務局長に報告し、委員会において必要性及び継続性等について検討するものとする。
- (3) 身体的拘束等を行うまでに時間がある場合は、委員会において検討する。
- (4) 委員会に申請する場合は、別紙1を用いる。
- (5) 委員会において身体的拘束等の必要性を認めなかった場合は、身体的拘束等以外の方法を提案する。
- (6) 委員会において身体的拘束等の必要性を認めた場合は、別紙2を用いて利用者又は利用者家族若しくは両方に説明をし、同意を得る。同意を得られなかった場合は、その理由を記載する。
- (7) やむを得ず身体的拘束等を行った場合は、カンファレンスを開催し、結果を別紙3に記録する。

附則

この指針は、令和6年4月1日から適用する。

身体的拘束等申請書（新規申請・事後申請）

下記に掲げる理由のため、利用者 _____ 様について、下記に掲げる身体的拘束等を行う必要があるので、下記のとおり申請します。

令和 年 月 日

担当者氏名

1. 下記のいずれも満たしている。

- (1) 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- (2) 身体的拘束等及びその他の行動制限を行う以外に、代替する方法がない。
- (3) 身体的拘束等及びその他の行動制限が、一時的であること。

2. 理由、拘束の方法等

個別の状況による拘束が必要な理由	
身体的拘束等の方法 場所、行為（部位・内容）	
拘束の時間帯及び時間	朝 昼（午前・午後） 夕方 夜間
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時 分 から 月 日 時 分 まで

別紙2

緊急やむを得ない身体的拘束等に関する説明書

様

あなたの状態が下記のABCをすべて満たしているため、緊急やむを得ず下記の方法と時間帯において、最小限度の拘束を行います。

ただし、解除することを目標に、鋭意検討を行うことを約束いたします。

記

A 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
B 身体的拘束等及びその他の行動制限を行う以外に、代替する方法がない。
C 身体的拘束等及びその他の行動制限が、一時的であること。

個別の状況による拘束が必要な理由	
身体的拘束等の方法 場所、行為（部位・内容）	
拘束の時間帯及び時間	朝 昼（午前・午後） 夕方 夜間
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時 分 から 月 日 時 分 まで

上記のとおり実施いたします。

年 月 日

事業所名 _____

代表者 _____

記録者 _____

別紙2 (裏面)

【利用者・ご家族の記入欄】

上記の件について説明を受け、確認いたしました。	同意を得られない場合の理由
年 月 日 氏名 _____ 利用者との続 ()	

別紙3

緊急やむを得ない身体的拘束等に関する経過観察・再検討記録

利用者 _____ 様

月日 時間	日々の心身の状態等の観察・再検討 結果	カンファレンス 等参加者氏名	記録者 サイン